

いわゆるソクラテス状況について ...
森際論文への若干の疑問

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/3345

3 いわゆるソクラテス状況について

——森際論文への若干の疑問——

柴 田 正 良

一 悪法問題の成立について

森際氏が「ソクラテスの死」〔法の理論³〕一九八三年所収〕で描くソクラテス状況によれば、われわれに与えられているのは、互いに相容れない二つのソクラテス像である。すなわち、一つは「魂の世話」〔内面の法廷〕を最も心にかかけ、アテナイ市民よりも「より多く神に従う」〔弁明³⁸〕と公言した『弁明』のソクラテスであり、他の一つは「悪法をも遵守すべし」として、現世の法廷に従うことを第一義とした『クリトン』のソクラテスである。⁽¹⁾ 森際はこの両者の立場に和解しがたい主張が含まれているとし、ここにいわゆる悪法問題の成立を見るのである。すなわち、「ソクラテスは死刑判決に従って毒杯を仰ぎ、以て不正に加担するか、それとも、不正を拒否して脱獄し、以て法に従う市民的義務を放棄するか、のいずれかを選択せねばならない」〔森際論文、九六頁〕。

問題をこのように鮮明化した後、森際は、この厄介きわまる問題を避けんとして提出された幾つかの解釈の試みを裁断する手際もまた、鮮やかという他はない。しかし、私は、この余りの鮮やかさが、現実のソクラテスの状況を

悪法問題のモデル・ケースとする強引な一般化を代償としていないか、と疑うものである。ソクラテス状況から、あるいはソクラテスの議論から悪法問題や近代的な遵法義務の問題を引き出すことは可能でもあろうし、それほど必要なことでさえあろう。しかし、逆に、引き出されたはずの論点や概念があらかじめ現実の個別的なソクラテスの状況に内在し、それを支配していたとするのは、他ならぬその状況の意味の理解にとってはなにがしかの歪みを引き起こさざるをえないのではなからうか。

森際氏の見解によれば、(一)、ソクラテスは悪法問題に直面し、(二)、根拠薄弱なる遵法義務論に従って刑死した、こととなる。したがって、この『クリトン』でのソクラテスと法廷への挑戦を公言する『弁明』でのソクラテスを「一つの整合的な議論で説明するにはプラトンの初期のテキストはあまりにも多種多様なものを含みすぎている」(森際論文、一〇〇頁)がゆえに、(三)、ソクラテス、およびそれを描くプラトンは法と道徳の問題に関して混乱した知見にしか達していない。

まず、(三)について一言述べておかねばならないが、これは『弁明』と『クリトン』でソクラテスが相矛盾する行為原則に従っている、ということの意味ではない。『クリトン』の初めでソクラテスが論議の出発点とする行為原則は、「どんな仕方でも故意には不正をなすべきではない」(『クリトン』39A)という、法遵守に優先する文字通りの最高原理であり、この点では『弁明』のなかで表明されている、不正や不敬を最も恐れ正義に従って生きるという立場(『弁明』29D, 32D, 37B)と同一である。したがって、かりにソクラテスの立場に不整合が生ずるとすれば、この原則から個別的行為を導き出すために用いられた論拠が十分ではない、もしくは成功していない、ということである。したがって、さらに、極端に抽象化して言えば、ソクラテスが誤りうるとすれば、(たんなる推論のミスを除いて)前提たる事実認定に関して以外にはありえないのである。後に触れるように、ソクラテスによるこの事実認定のなか

にこそ、容易に一般化しえないソクラテス状況の一切の特殊性が含まれる、と考えられるのである。

私がかつ第一に疑問に思うのは、(一)、ソクラテスにとって悪法問題は真に存在していたのか、ということである。森際氏の説くごとく、ソクラテスが自分の裁判を不正、不当なものとなしていたことは争う余地がない。しかし、このことから、裁判手続に関するアテナイの法が不正である、とソクラテスが考えていたと結論することは無論できない⁽²⁾。また、ソクラテスが当時のアテナイの民主政治の行く末を憂慮し、不満を表明していたことも確かである。しかし、やはりこのことから、ソクラテスがアテナイの何らかの法を悪法視していた、という結論が直ちに引き出されるわけではない。実際のところ、ソクラテスがアテナイのいずれかの法を悪法なりと非難している箇所を、テキストのどこにも見出すことはできないのである⁽³⁾。

してみれば、森際氏の説くように、ソクラテスが悪法問題に直面していたとすれば、その悪法とはポリスと一体となったアテナイの法一般でない限り⁽⁴⁾、それは彼を死罪に追いやった法か、あるいは彼に脱獄を禁じた法以外ではないであろう。もし前者であるなら、告発事由から推論する限り、それは、青年を腐敗させたり国の信仰する神以外の神を信仰することを禁ずる法である(『弁明』25B-1C)。また後者であるなら、それは「一度くださった判決は有効たるべしと命ずる法」(『クリトン』60B)である。しかし、いずれにしても、ソクラテスがそれらを悪法と考えたというのは、まったくありそうもない話である。むしろ、ソクラテス自身の見方によれば、彼は「法律によってではなくて、人間どもによって不正を受けたものとして」(『クリトン』54C)この世を立ち去ることになるのである。

したがって、少なくともソクラテスにとって、悪法と断じざるをえないような法はアテナイに一つとしてなかった。すると、ここで「悪法も法であるがゆえに遵守し、以て不正を行うか、あるいは……」という二者択一的悪法問題は、文字通りの意味では成立していないことになる。してみると、不正であるのは法そのものではなく、人間たち

による法の適用ということになるが、ここでも悪法問題とパラレルな葛藤が生ずるであろうか。

確かに生じうる、と考へざるをえない。しかし、この点に關してのソクラテスの答へははっきりしており、それは、彼の過去の二度にわたる政府命令に対する不服従(『弁明』§§B-D)、および仮想的に提出された釈放条件の拒否(同、§§C-D)のうちに示されている。つまり、少なくとも『弁明』に關する限り、「不正を犯すなかれ」という原則は、現世の政府命令および法廷判決に優先するのである。したがって、法の不正な適用には必ずしも服従する義務はない。

それでは、この同じ原則から出発しながら、なぜ『クリトン』のソクラテスは、この場合に限って判決に従ったのであろうか。彼はこの同じ原則を、今回に限って法的權威の下に置いたのであろうか。こうして、われわれは結局、法と道德の葛藤という、最初の悪法問題と同じ問題に突き当たるように思われる。しかし、事実、そうであらうか。

私は、両者の問題には、ソクラテスによって提供された議論の性格に關する重大な相違があると思う。ところが、悪法問題論者の多くは、『クリトン』の「法律」が語る論拠とソクラテスの状況をまったく一般化した上で議論を組み立てる。そこで、「法律」の提供する、一般的に妥当するものと解された法遵守の理由を受け入れ説得に応じたソクラテスは遵法義務問題に答へた者となるから、彼を、いかなる状況の下でも法(判決)に絶対服従すべし、という結論を受け入れた者として理解することになる(その結果、遵法義務不成立論者は、遵法義務の十分理由と解されたソクラテス「法律」の論拠の不備を突こうとする)。したがって、判決への服従という点でも、『弁明』と『クリトン』は相容れないこととなる。

しかし、ソクラテスがそもそも悪法に従うべきか否かを問う立場にないとするれば、遵法義務の十分理由と解された「法律」の論拠は、遵法義務問題に答へるためのものではなく、ソクラテスにさし迫った具体的行動の選択理由(の一

部)たりうるものであろう。なぜなら、彼にとって真に問題なのは、判決への不服従(脱獄)が他ならぬこの場合に不正か否か、ということであって、服従への一般的義務の存在いかんではないからである。

しかし、この状況で「法律」が提供する三つの論拠、つまり「(黙示的)服従契約説」、「功利説」、「ポリス即親説」(森際論文、九九頁)は、死刑判決への服従を正なりとするための理由の一部どころか、十全な理由たりえないであろうか。私見では、この点でのウーズリーの労作は極めて説得力に富むものであり、それに従えば、三つの理由ともに十全とは言えない。つまり、それらだけでは、この場合でも、判決への服従をなすべきこととする十分な論拠を構成しえないのである。しかし、このことから直ちに、ソクラテスは自らの原則に対し誤った選択をなした、という結論が引き出せるであらうか。

ここで私には、(一)、ソクラテスが根拠薄弱なる遵法義務論にのみ従って刑死した、という点に疑いが残るのである。確かに、『クリトン』の論述の流れに従えば、ソクラテスは最善と思われる言論(§§B、C)、つまり真理そのもの(§§B)にのみ行為の選択を委ねると宣言している。したがって、彼の行為選択を根拠づける議論はいわゆる遵法義務論のみであって、その他の論拠は不十分であるだけでなく、何よりも不必要であるだろう。『クリトン』におけるプラトンの記述がそのように読めるのは事実である。しかし、この強い解釈だけが唯一可能な解釈であるわけではない。もう一つの弱い解釈も同様に可能であり、それによれば、ソクラテスにはすでに判決に従うことを是とする論拠が別にあり、それに加えて、『クリトン』での三つの論拠が彼に脱獄を放棄せしめたのである。この解釈は、プラトンから、悪法(判決不服従)問題に対する明確な解答者という資格を奪うかわりに、強い解釈とは逆に、『弁明』の原則「不正を犯すなかれ」の法に対する優位を擁護する余地を残し、かつ、プラトンに『弁明』と『クリトン』のあからさまな矛盾対立を帰せずすむ、という長所をもっている。そして、実際、ソクラテス(プラトン)は、遵法義務

論による解決を必要とするような、強い意味での悪法(判決不服従)問題にコミットしていたのではない、と思われるのである。

『クリトン』で遵法義務を説く「法律」の三つの論拠は、ことごとく(a)「脱獄(判決への不服従)は不正か、否か」という問いから導かれている。しかし、首尾一貫した完全な行為規範の体系のなかでこそ(a)の同一の答えを導き出すのが、そうではない多少とも不完全な規範体系しか当面もち合わせていない現実の人間にとっては(a)に劣らず重要な、別の二つの問いが存在する。その一つは、(b)「刑死(判決への服従)は不正か、否か」であり、いま一つは、(c)「正しい(最善の)行為とは何か」という問いである。⁽⁸⁾確かに、これら二つの問いの形式は『クリトン』のなかで議論を直接導くものとして表立って登場してはいないが、ソクラテスが行為を選択するにあたってはすでに考察されたはずの問いであり、それに対する彼の解答は『弁明』その他を含めたテキストの内容から推察することができる。

ところで、(b)ソクラテスは、自ら刑死することによって、いかなる不正をなすことになるであろうか。第一に考えられるのは、彼の死によって直接間接に害悪を蒙る人々の存在であろう。この点で、クリトン自身の挙げる幾つかの脱獄理由(妻子の養育、友人の世評、等)が、ソクラテスによって、真剣に考慮されていないのは事実である。「それは……大衆どもの考慮するところのもの」(『クリトン』80)という、われわれの目から見れば極めて不十分な理由によって、この問いはソクラテスによって直ちに却下されてしまう。⁽⁹⁾しかし、この点での不備がいかなるものであるにせよ、刑死を受け入れることによって不正を行うのではなく、不正を甘受することになるのは、ソクラテスにとって明らかなことであろう。『弁明』で語られたソクラテスの二度の不服従の場合と対比すれば明らかごとく、この場合には、法廷への服従行為が直接に害することになる他者は存在しない。不正な命令への服従は、多くの場合、他

に害を及ぼすという意味で不正である。しかし、ソクラテスの場合、不正な判決の甘受はその意味で不正ではない。したがって、刑死は「不正に対し、不正によって応えてはならない」という『クリトン』のいま一つの最高原則を満たしている。しかし、ここで、ソクラテスは、間接正犯論にいう「故意ある道具」として、自ら不正を働いていないであろうか(森際論文、九八頁)。私は、残念ながらこの「故意ある道具」説は当を得ていない、と思う。先の『クリトン』型の原則は、「不正を行うよりは不正を受ける方がよい」という『ゴルギアス』のテーゼと表裏一体をなしている。ところで、「不正を受ける(甘受)」とは、何らかの意味でのわが身への不正行使の認容を伴う。したがって、この認容の段階ですでにわが身への不正行使にコミットしているといえるのであれば、『ゴルギアス』テーゼは、「他に對して不正を行うより自己に對して不正を行う方がよい」とより以外には解釈しえない。この場合、他に對する不正行使と二者択一である限り、わが身への不正行使がなされるべきである。⁽¹⁰⁾他方、自決行為そのものが「絶対に不正を犯すべからず」という命法に背く最大の理由であるとすれば、かりにソクラテスの死が他者による処刑として強制的に実現された場合、森際氏の論点は何の説得力も持たないことになる。しかし、ソクラテスが自ら毒杯を仰ぐかわりに毒殺刑に処せられたとしても、ソクラテスの死の意味に変わりはないであろう。むしろ、毒杯を自ら仰ぐという記述だけ取り出せばいかにも自殺とみなしうるが、強制的に期日と方法を指定された「自殺(自決)」なるものは、処刑の一つの手段と考えるのが妥当であろう。⁽¹¹⁾

かくして、先に述べた弱い解釈の意味で脱獄が不正である限り、ソクラテスはより小さな不正たる刑死を甘受すべきである。こうしてみると、『クリトン』の先の三つの論拠は、脱獄を正なりとする何らかの強い論拠がない限り、判決への服従をうながすための非常に良い論拠であり(ポリス市民にとって)、かつまた、七十年の長きにわたってアテナイに居住し積極的に市民の義務を果たしてきたソクラテスその人にとって極めて説得的であろう。しかし、それが

決定的となるには、ソクラテスにいま一つの理由があったように思われる。

(a)と(b)の問いが最終的に前提している原則は、いずれも「不正を犯すべからず」という消極的命法であり、そもそも『クリトン』の副題「なすべきことについて」と奇妙なコントラストをなしている。もし、われわれが、(c)何をなすべきか、という問いに対する積極的な答えを『クリトン』のなかに見出そうとするなら、「最も尊重しなければならぬのは生きることではなく、善く生きることだ」(40b)というソクラテスの言葉以外にはないであろう。しかし、一見、空虚なこの言葉の裏には何が意味されているのであろうか。その答えは、この事件全体を「善いこととして起こった」(『弁明』40c)と考えるソクラテスの見方のうちにあるであろう。しかも、「それは今偶然に起こってきているのではない、むしろもう死んで、苦勞から解放されてしまうのが、私にとってより善いことだと定められていた」(同、41d)とソクラテスが言うとき、彼が自らの死を善きこととして受け入れていたのは明らかである。われわれは、ここでもう一度、死そのものがソクラテスにとって、必ずしも悪しきもの、まず第一に避くべきものではなく、少なくとも善悪の定まらぬもの(そして実際は『バイドン』で明らかにされたように、善きもの)であったことを考える必要がある。しかも、実は、ソクラテスは死を莞爾として受容するだけではない。自ら、積極的にその実現を早めているのである。法廷弁明における挑発的な態度、さらに量刑確定における無謀とも思える求刑を目の当たりにする時、われわれはグアルディーニならずとも「ソクラテスのうちにある何ものかが死に駆り立てている」と言いたくするのであろう。ことに、死刑からの減刑が可能であり、罰金額によってはアテナイに留まることも、あるいは追放刑によって国外に逃れることもできたはずであるのに、あのように殊更裁判官たちの反感を買う求刑を自らに課した理由が、『弁明』で語られているような、「自らにふさわしい刑」(98e-99a)なる詭弁めいた理屈であるとはとうてい考えられない。なぜなら、かりにアテナイになお留まるか国外に亡命して「哲学する」ことがなすべき正しいこと(神

の命令)であるなら、ソクラテスは何としても死刑を免れたであらうし、またそうすべきであったはずだからである。したがって、「善く生きること」とは、この状況にあるソクラテスにとって、まさに死刑に処せられること、そしてそのことによって、生の限界内にある現世的価値の軛から脱した者として自己を実現することであった。それゆえ、判決による死こそが彼のなすべき最善のことであるがゆえに、彼は脱獄すべきではない。

このように見てくると、ソクラテス状況とは、森際氏の説くような悪法問題の状況ではないことがもはや明らかである。なぜなら、この状況では、法(判決)と対立すべきものとして別の価値が登場してきてはいないからである。「死か法(判決)への不服従か」ではなく、「死も法(判決)への服従も」というところにソクラテス状況の特殊性があり、行為選択の前提たる、死に対する彼の特異な態度、および刑死への必然的進行に対する彼の確信が、悪法問題への一般化を阻んでいるのである。

二 正当化について

もちろん、問題はこれに留まるものではない。プラトン(ソクラテス)は、悪法問題に決して解答を与えたのではない(そもそも、答えるべき深刻な問題として成立していなかったがゆえに)。しかし、晩年にシュラクサイで自らの手を汚してまでよきポリスの実現に賭けたプラトンであればこそ(『第七書簡』)、いわゆる遵法義務の問題は、それ自体として彼の政治哲学に深い関わりをもつ問題として残るのである。

例えば、ソクラテス状況がかりに真に悪法問題の成立する状況であったとしたら、プラトンは、ソクラテスがどう行動すべきだと言ったであらうか。プラトンは、『クリトン』流の遵法義務論を一層徹底させたであらうか。ある

いは、プラトンは、森際氏も言及しているアリストテレスの脱走を何と断じたであろうか(森際論文、九七、一〇八頁)。これらの問いに答えるのは容易なことではなく、森際氏も説くように(同、一〇二頁)、プラトンにとってノモス(法・習俗)がいかなる位置を占めていたのか、彼がいかなる法概念をいだいていたのかを確定せねばならないであろう。

そこで、この厄介な大問題に迫る糸口として、森際氏は、少なくとも『国家』にまで至るプラトン哲学の全体をソクラテスの死の弁証、彼の死を「正当化しうる実践の原理を打立てる」試み(森際論文、一〇四頁)とみなすことを提案するのである。しかし、森際氏のこの戦略は功を奏しているであろうか。ここに、私は、森際論文に関する最後の疑問を感じざるをえないのである。

確かに、森際氏がプラトン哲学を祖上に乗せ、それをソクラテスの死の正当化という観点から裁断するとき、その切先が遠く現代にまで至る西洋形而上学の理論哲学・実践哲学の枠組にまで及んでいることを、私は見逃しているのではない。森際氏の提供するプラトン像、「ポリスと魂」の二つに引き裂かれながらもそれらを徹底した彼岸的戦略によって結合し、壮大なユートピアを打ち建てたプラトン像は、ソクラテスの死という極めて生々しい政治事件から照射されているがゆえに、血肉を具えたりアルな人物としてわれわれに迫ってくる。

しかし、森際氏があくまで実際のプラトン哲学の発展史を、悪法問題として解されたソクラテス状況の顕在化とその止揚と捉える限り(つまり、プラトン哲学をソクラテス刑死という政治的事件にひきつけ、その死の正当化という視点に固執する限り)、プラトン哲学に対してある種の誤解を招くものではないか、と私は惧れるのである。

なぜなら、森際氏の留保にもかかわらず(森際論文、九五頁、注5)、事情が氏の説く通りであるとすれば、ソクラテスの死の正当化という問題は顔面通りに受取られるべきではないか、あるいはプラトン哲学はその正当化に失敗した挫折の試みである、と言わざるをえなくなるからである。というのも、『魂かポリスか』の二者択一状況は生ぜ

ず、悪法問題は生じない(森際論文、一〇七頁)ようないかなる理想国家の建設も、他ならぬその二者択一という現実の状況で選択された具体的行為を正当化しえないからである。それは、餓死寸前の者に対して餅の絵を画いてやるようなものであろう。プラトンはソクラテスの行為を「知者ソクラテスの行為としては正当化しえない」、「(正当化するのではなく)容認しようとしているようである」(同、一〇八頁)と分析するとき、氏自身そのことをはっきりと認めているのである。しかし、そうであるとすれば、むしろ氏の捉えるプラトンは、(悪法問題としての)ソクラテスの死の正当化の必要性を認め全哲学をそれに捧げたのではなく、その必要性を認めずに(なぜなら、『弁明』、『クリトン』執筆時、さ、¹⁴「ポリスを思う魂と魂——自己自身——を思う魂」の分裂に気づかず¹⁵にいたのであるから)(森際論文、一〇二頁)、またその意味での正当化もなさなかつた、ということになりはしないであろうか。

このことの意味は何であろうか。森際氏の説く如く、ソクラテスの死がプラトン哲学創設に決定的機会を与えたこととは、まず争われる余地がないであろう。しかし、その転轍が高邁な理想に燃える政治青年プラトンをして現実政治の醜悪さに絶望せしめ、純正な知の哲学への道に身を捧ぐべく決意させた、という世上に流布した見解は真実からほど遠いものである。むしろ、プラトンは、徹頭徹尾、政治的人間であり、ケルゼンによって描かれているような、強烈な権力欲に憑かれ、常にその正当化と断罪の相克に苦しんだ人物に近いであろう。したがって、彼の全理論哲学は、まさに政治哲学のための欠くべからざる前提としてのみ意味をもっていた、と言っても過言ではないのである。

この点で、森際氏のプラトン像が、従来の彼岸にのみ眼を向ける偏ったプラトンとは逆に、はっきりとした政治哲学的動機によって動かされつつ、その全哲学的営為を成し遂げたものとして描かれているのは、まことに正鵠を得ているように思われる。その意味で、従来の逆立ちしたプラトンを、政治国家たるポリスという大地に足を降ろさしめる試みと言えよう。

しかし、プラトンを大地に立たしめるために、森際氏は、従来の説と同じく、余りに多くをソクラテスの死の意味に託しすぎたのではないか。すでに見たように、「ポリスと魂」、法と道徳の二者択一というディレンマに、少なくともソクラテスは陥っていなかったであろう（プラトンの描くソクラテスがこの状況にありながらも当時プラトン自身に気づかれなかったとすれば、その自覚という決定的転機はいつプラトンに訪れたのであろうか）。そして、プラトンも、「ソクラテスが毒杯を仰いだのは正しい行為である、正当にして行うべき行為である」（森際論文、一〇三頁）と言うためには、『弁明』、『クリトン』および『パイドン』を必要としたにすぎず、およそ悪法問題の生じえないユートピア（理想国家）への道を弁証することによっては正当化しえないのである（たとえば、ソクラテスの魂を鎮め、怨差するプラトン自らの魂を慰撫しえても）。

かりに、そうしたユートピアを描き出すところがソクラテスの死の正当化に他ならないのであれば、そこでは「正当化 (Justification)」という言葉がたんなる「鎮魂」というほどの情緒的意味しかもっていないのであり、抜き差しならぬ二者択一状況のなかで選択された刑死というソクラテスの行為の意味は、むしろ曖昧にぼかされてしまっているであろう。ソクラテスは悪政の生贄、二度と出してはならぬ被害者ということになり、彼の行為は一種の「殉教行為」とみなされ、これは森際氏の解するプラトン本来の意図とは相容れなくなるであろう。つまり、氏の理解するプラトン哲学発展の枠組のなかでは、ソクラテス状況が悪法問題であればあるほどプラトンはそれを正当化しえず、逆に、それを正当化しえたとすればするほどソクラテス状況は悪法問題としてのインパクトを失ってしまうのである。

私の考えでは、プラトんにソクラテスの死の「正当化」問題があるとすれば、それは、ソクラテスの行動の原理、拠って立つ究極の価値が現世的価値どころか死をも越えさせうるものである、という一点にかかっているように思われる。『弁明』と『クリトン』に見出されるソクラテスの言葉は、少なくとも論理的整合性という点から見る限り、

多くの点で首尾一貫せず、無用な誇張や混乱を免れていない。しかしそれにもかかわらず、死を超えた価値の存在という観点から眺めるとき、この両対話篇は、同一の構造の下に、ソクラテスの行動を首尾一貫したものととしてわれわれに印象づけるのである。つまり、一方では法廷で減刑の可能性と向き合いながら自らの死に向かって弁明するソクラテスがあり、他方では牢獄で脱獄の可能性と向き合いながら自らの死を友人に説得するソクラテスがいる。現世超越的な価値の存在を信じ、それが死よりもはるかに重いものであることを、自らの刑死という事件を演ずることによって証さんとしたソクラテス。プラトンの「正当化」とは、かようなソクラテスの姿を、ゆるぎなき確信の下にある、事件の完成者として描くことにあるのではあるまいか。もっとも、その現世超越的価値が具体的に何であるかは、空しいトートロジー以外、ソクラテスによって語られることはない（あるいは、例の如く、空とほけて語ろうとした）。したがって、本当は何のために、死を選ぶのが明らかにならず、死を賭しても追求すべき何かの存在が顕揚され、実際にそのために一箇の死が演じられる。この奇妙な構図のゆえに、ソクラテス状況は、一種の力強い首尾一貫性と同時に、居心地の悪い内容の空虚さをわれわれに印象づけているのではないだろうか。ソクラテス状況をめぐる様々な憶測の一因はここにあるように思われる。

とまれ、私は、プラトんに内在すると森際氏によって主張されている、二つの魂の相克を否定しようというのではない。それどころか、この二つこそ、再びケルゼンの表現を借りるなら、終生プラトンを突き動かしてやまなかった葛藤する二つの魂、つまり現世否定的な死（タナトス）への渴望と現世肯定的な権力（クラトス）への帰依である¹⁶。私が疑わしく思うのは、この二つの魂の相克をソクラテスが直面した状況のなかに悪法問題として読み込み、プラトンの内面の分裂がすでにソクラテスによって無自覚的に生きられたものとし、プラトン哲学の課題をこのソクラテス的悪法問題の解決として捉えることなのである¹⁶。

- (1) 森際氏自身はこの問題を『弁明』と『クリトン』の矛盾として明言してはいないが、論者の多くに従いこのように定式化することと氏の論旨が損なわれることはないであろう。なぜなら「対立の二項である『不正を行うことなかれ』とする『クリトン』の立場は、氏曰く『魂の世語』を第一に考える『弁明』の立場と同一のものとをせよとするからである(森際論文、九六頁)」。また例えば次を参照。G. Young, "Socrates and Obedience", *Phronesis* 19 (1974), p. 1; A. D. Woolley, *Law and Obedience: The Arguments of Plato's Crito* (London: Duckworth, 1979), p. 3; R. Kraut, "Plato's Apology and Crito: Two Recent Studies", *Ethics* 91 (1981), p. 651.
- (2) 『弁明』のなかで「ソクラテスは、死刑に就いて『多々の日数をかけて幾んど法律がめいたなら、諸君は説得せよ』と云う(37A-B)と述べているが、ここにも「アテナイの法を非難する」という調子が見られる。」
- (3) この点で、ウーズリーの説くように、『クリトン』での擬人化された「法律」が語る「事実による法への同意説は、それだけ」としては違法義務を発生させることは難しくであろう。しかし「法に正義を説くこととせず、その法の下に留まり続けたという事実(『クリトン』51D-E)は、ソクラテスがアテナイの『ずいぶん』の法をも悪法ではないと考えていたこと、十分とはいえないにせよ、証拠となるものである。 Cf. A. D. Woolley, op. cit., pp. 76-110. 以下同様に、ソクラテスが自然法論を採った」ということはなく、なぜなら「ウーズリーの言うように、法が不正でありうる(不正であるがゆえに説得の機会もある)ことを、ソクラテスは認めようからである。 Ibid., pp. 60f.
- (4) ホリスと一体となって現われる限りでの法が『クリトン』で両親に対する以上の尊敬をばらわられるべきものとして登場していることは、ここにも繰り返す必要はないであろう。
- (5) A. D. Woolley, op. cit., chap. 4-6, pp. 62-140.
- (6) 私は、ヤングのように、『クリトン』の議論がソクラテス自身真面目に信じていない、一般大衆向けの理屈にすぎない、と言っているのではない。また同様に、ソクラテスは哲学活動の差し止め以外なら何でも法に従う違法義務論者であった、という彼の説にも賛成できない。彼自身(注23)のなかで認めているように、「不正を犯すなかれ」が「一般原則であるにもかかわらず、なぜ法に違背しうる例外が唯一哲学活動だけであるかの理由がわからないうからである。 G. Young, op. cit., pp. 25-29
- (7) 私の目にした最近の二つの邦語文献は、ともに「悪法問題論者に対して、『弁明』と『クリトン』の整合性を論証しよう」と試みている。内山勝利、「ノキスとロコス——『クリトン』のソクラテスを中心として——」西洋古典学研究 29 (1982); および、塩田彰、「ソクラテスにおける国家と神——プラトンの『クリトン』 46b-dq——」大阪市立大学文学部紀要「人文研究」第三五巻第八分冊 (1983)。私は多くの点で両論文に賛成するものであるが、『クリトン』の議論の評価には同意できない。両論文に共通している戦略は、(1)『クリトン』の三つの論拠のみによるソクラテスの行為の正当化を認めた上で、(2)それに神の命令の場合の例外規定を設け、(3)『弁明』と『クリトン』を一貫させることである。しかし、(1)は実は違法義務論(法への絶対服従)の成立に他ならないのであるから、その違背となる(2)を同時に主張することによって、

事態は、両氏の意に反して、悪法問題の再現となっている。したがって、両論文ともに、違法義務の絶対性を弱め prima facie なものとするために、「それが正しいものがある限り」(法には絶対服従す)という付帯条項に訴えるが、この点で違法義務不成立論者(ウーズリーやヤングら)の議論に答えていないのである。なぜなら、この場合、両氏ともに、正しさの根拠をやはり法であるというたんなる事実(それに基づき違法義務成立のための三つの論拠)に求めることはできないからである(例外を認めたがゆえに)。この点で、両氏に対する疑問は次の通り。内山氏に対して——先の付帯条項を満足すべき『クリトン』の議論がまさにヤングによつて Argument (B) として否決されている限り、そのヤングの議論を反駁するための十分な論拠がなければ、氏の解釈は説得力がないであろう(内山論文、四九一—五〇頁参照)。塩田氏に対して——ソクラテスの同意(国法・国家への)が常に、その(服従)行為の正しさの確認を前提しているというのであれば、その確認の根拠は何であるか(塩田論文、一二頁参照)。両氏ともに、その論拠を『クリトン』で提出された三つの議論のなかに見出せなければ、結局、違法義務不成立論者の言うように、『クリトン』でのソクラテスの行為の正当化は成立していないのである。

(8) この三つの問いの形式が、同一の解答に導くことを最も強く確信していた人物があったとすれば、それはソクラテス以外にはないであろう。

(9) この点で、論者の多くは、ソクラテスが脱獄行為そのものの考察(行為の内的本質)をその結果に関する考察(行為の外在的帰結)から厳しく峻別したと評価するが、私にはそうは思われない。ある行為がそもそもよいか悪くなる行為であるかは、その行為を観する視点からの記述と切り離しえないであろう。例えば、ソクラテスの脱獄が神託を実現するための行為であった場合を考えると十分である。この場合、たとえ脱獄を不可とする prima facie な義務の存在を認めたとしても、脱獄が不正か否かを判断するために、『クリトン』でのような方法で行為の「外在的帰結」を考慮から外すことはできないであろう。

(10) この結論が、『クリトン』の「絶対」(49B-C)不正を犯すべからずという強い原則と矛盾しているとするのは、ソクラテスにあまりに人好しなオプティミズムを負わせるものであろう。なぜなら、義務の衝突がある場合、この強い原則は、いたずらに義務のすくみあいを生じさせるだけだからである。プラトンの理想国家の住人ならいざしらず、現実のアテナイの歴史をつぶさに見てきたソクラテスにとってこうしたオプティミズムこそ無縁なものである限り、『クリトン』でのこの絶対性の強調は、「たとえ不正を受けたときでも……」という展開を導入しやすくするためのレトリカルなものにすぎないであろう。

(11) 私は、以上の理由で、「不正(甘ん)む」説に反対するウーズリーの論点には賛成できない。この点については、クラウットのウーズリー批判を参照せよ。 Cf. A. D. Woolley, op. cit., pp. 57; R. Kraut, op. cit., pp. 663f.

(12) R. Gardini, *Der Tod des Sokrates*, Verlag H. Kämpfer, (1942) マーティン・ガントナー、山村直實訳「ソクラテスの死」法政大学出版局、一六一頁。しかし、私が彼に賛成しているのは、『クリトン』に現われた議論がそれだけとして不十分であり、ソクラテスを動かす

ていられるのは彼独自の死の衝動である、という論点に尽きる。

- (E) 『ソラトーン』のなかで、「法律」はこのことをソクラテスに思い出させているが (SOC)「これは、ソクラテスが国外への亡命を決して善いこととは考えていなかったことを示している。この点からすれば、それを実現するために脱獄なる不法行為に及ぶ理由は、ほとんどないであろう。」
- (F) Cf. H. Kelsen, "Die platonische Liebe", *Imago, Zeitschrift für psychoanalytische Psychologie, ihre Grenzgebiete und Anwendung*, Band XIX (1933) コメント・タニヤン'長編論一説『ソラトーン・リヤ』木鐸社; H. Kelsen, "Die platonische Gerechtigkeit", *Kant-Studien*, Band XXXVIII, (1933) コメント・タニヤン'長編論一説『ソラトーン』田義論『善と国家』所収、本鐸社
- (G) H. Kelsen, "Die platonische Liebe" *リヤ* § 9, § 10, § 14, § 15, § 16, S. 239f. 邦訳'九'一〇'一四'一五章'をよ'一六章'一三七頁以下。
- (H) この構図の下では、ソラトーンとソクラテスにおける政治に対する態度の相違は、分裂する魂の自覚化の深淺に帰着させられるが、政治的であらんと欲しつつもそれを現実の政治感覚に委し、ソラトーンと、政治的であることを自ら拒否しつつもしたたかな政治感覚を備えていたソクラテスの間には、もっと別の根本的な相違があるように思われる。